

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900058 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900045 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 7 月 25 日は 13 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 23 万円、平成 23 年 7 月 25 日は 25 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 23 年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 23 年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 25 日
② 平成 22 年 12 月 25 日
③ 平成 23 年 7 月 25 日

請求期間①、②及び③において、A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が委託している税理士事務所から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間①、②及び③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、上記賃

金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万4,000円、請求期間②は23万円、請求期間③は25万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成22年7月25日、同年12月25日及び平成23年7月25日に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。